

## 横浜市立大学名誉博士称号授与規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 99 号  
最近改正 平成 30 年 4 月 1 日 規程第 17 号

### (趣旨)

第 1 条 本学は、この規程の定めるところにより、名誉博士の称号を授与することができる。

### (資格)

第 2 条 名誉博士の称号の被授与資格は、人類の学術文化の発展と交流に多大な業績を挙げ、教育研究に寄与した功績が顕著であると認められた者とする。

### (候補者の推薦)

第 3 条 学群長、学部長及び研究科長は、前条に該当すると認められる者（以下「候補者」という。）があるときは、教授会の議を経て学長に推薦することができる。

2 学長は前項の推薦があったとき、又は学長が推薦する候補者があるときは、経営審議会及び教育研究審議会に付議するものとする。

### (称号の授与)

第 4 条 名誉博士の称号は、経営審議会及び教育研究審議会の議を経て、学長がこれを授与する。

### (名誉博士記)

第 5 条 名誉博士には、名誉博士記（別記様式）を交付する。

### (雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、名誉博士の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則（平成 30 年 規程第 17 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第5条）

名博第号

名 誉 博 士 記

国籍（必要に応じて記載する。）

氏名

あなたは人類の学術文化の交流と発展に多大な

業績を挙げ教育研究上顕著な功績がありました

ので横浜市立大学名誉博士の称号を授与します

年 月 日

横浜市立大学

校印

- 備考 1 必要に応じて、英語による訳文を添付する。  
2 紙型の規格はA3とする。